

議案第83号 四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

今回の条例改正は、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行により、「母子及び寡婦福祉法」の一部が改正されたことに伴い「高知県ひとり親家庭医療費補助金交付要綱」が改正されたことから、これに連動して「四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例」の一部の改正を行うものです。

なお、この改正は法律名と配偶者のない男子についての表現を改めるもので、医療費助成内容については、これまでと変更はありません。

【改正の内容】

- ・引用の法律名を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ変更します。
- ・「配偶者のない男子」について、母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」と「同規定と同様の境遇にある男子」と規定されていましたが、改正後の法では「第6条第2項」に規定されたことから、改正後の法の表現に改めます。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「配偶者のない女子又は男子」とは、 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)第6条第1項又は第2項に規定する者をいう。 3・4 (略)	(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「配偶者のない女子又は男子」とは、 <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する者又は同規定と同様の境遇にある男子をいう。 3・4 (略)